

多摩支部 26-97
2015(平成27)年3月20日

法務大臣 上川 陽子 殿

東京弁護士会多摩支部
支部長 露木肇子

第一東京弁護士会多摩支部
支部長 田中昭人

第二東京弁護士会多摩支部
支部長 増田径子

東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部の本庁化を求める要望書

第1 要望の趣旨

多摩地域の人口や取扱事件数に対応して多摩地域における法的サービスの充実のために東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部を本庁にすることを要望いたします。

第2 要望の理由

平成21年4月に東京地方裁判所八王子支部と東京家庭裁判所八王子支部が立川に移転し、東京地方裁判所立川支部と東京家庭裁判所立川支部が設立されました。

立川支部が管轄する多摩地域は、30の自治体があり、人口は420万人を超え、四国4県の人口に相当します。立川支部の取扱件数は、家庭裁判所では全国4位であり、民事、刑事事件においても全国で10番以内の取扱件数を有する超大規模支部となっています。

立川支部では、地方の本庁と同様に裁判員裁判や労働審判が行われているとともに、司法修習生が配属されている唯一の支部です。また、立川支部の建物の規模は、地方の本庁を遥かに凌ぐものです。多摩地域の司法に関して、すでに本庁と同様の責任が持たされているものと言うことができます。

しかし、支部であるために多摩地域の司法サービスを独自に検討するための人事や予算の決定権がなく、全てが霞ヶ関にある本庁の決定に委ねなければならないことは、市民に対する司法サービスの観点から、極めて問題であると言わなければなりません。また、行政事件・簡裁控訴事件の管轄がなく、地家裁委員会がないという問題もあります。

平成21年9月までに、東京都議会と多摩30自治体全議会において、本庁化を求める意見書が採択され、最高裁、法務省等に送付されています。

そのため、多摩地域の法的サービスの充実化に責任を負う立場である東京三弁護士会多摩支部として、地城市民の要望に応えるために、本要望を行う次第です。

以上